

2026年度第1期分（春学期） 授業料徴収猶予・月割分納の申請について

徴収猶予のみの申請または月割分納のみの申請については、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

- 1 申請期限：2026年4月28日（火）【厳守】
- 2 申請方法：申込フォームから申請してください。
- 3 結果発表（予定）：徴収猶予－7月中旬
月割分納－5月中旬
- 4 その他
 - ・4月から9月末まで在籍しない場合や、同期間内に休学する場合は申請できません。
 - ・徴収猶予の納付期限：2026年8月末
 - ・支払方法：払込票での支払いになります。払込手数料は自己負担です。口座振替はありません。
 - ・授業料免除申請に伴う徴収猶予については、そちらを参照してください。
 - ・月割分納を申請した場合は、授業料の免除申請をすることはできません。

2026年3月31日
学生部学生生活課